

労働者派遣事業に係る情報提供

事業所名：	アビリティ株式会社 本社
許可番号：	派43-010077

① 令和5年6月30日付け 派遣労働者数

298人

② 令和4年度 派遣先事業所数（実数）

90事業所

③ 令和4年度（令和4年7月1日～令和5年6月30日） 労働者派遣に関する料金の額の平均額

13,938円（8時間 全業務平均）

④ 令和4年度（令和4年7月1日～令和5年6月30日） 派遣労働者の賃金の額の平均額

9,122円（8時間 全業務平均）

⑤ 令和4年度（令和4年7月1日～令和5年6月30日） マージン率

34.6%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者 1人 1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者 1人 1日} \\ \text{(8時間) 当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者 1人 1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※マージン率に含まれる派遣事業運営の必要経費について

- ・派遣社員の方の社会保険料（保険料の半額分を雇用主である派遣会社が負担します。）
- ・派遣社員の方の有給休暇費用（有給休暇を取得した際の賃金は、派遣会社が全額負担します。）
- ・会社運営費、募集広告費、社内人件費、通信費、事業運営に必要なシステム維持管理費、教育費、派遣法上で必要な教育訓練、スキルアップ研修、個人情報保護研修などの費用が含まれます。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（原則、当社と労働契約を締結している全ての派遣労働者）

当該労使協定の有効期間の終期（令和7年3月31日）

 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容（注）キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 O J T・O F F - J	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者研修	派遣中・入社1年目	OFF-JT	無償	有給
ビジネスマナー研修	派遣中・入社1年目～3年目	OFF-JT	無償	有給
製造業務従事者研修	派遣中・入社1年目～3年目	OFF-JT	無償	有給
OA機器操作研修	派遣中・入社1年目～3年目	OFF-JT	無償	有給
リーダーシップ研修	派遣中・入社4年目以降	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口：アビリティ株式会社 本社 電話番号：096-284-1230

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

- ・年次有給休暇、産前産後休業、育児休業制度、定期健康診断、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、介護保険
- ・ストレスチェック受診（一定の基準を満たした方が対象）、各種免許、資格取得制度（一定の基準を満たした方対象）

労働者派遣事業に係る情報提供についてのお問い合わせ先 窓口：アビリティ株式会社 本社 電話番号：096-284-1230

お問い合わせいただいた日から5営業日までに窓口担当者よりご連絡致します。

労働者派遣事業に係る情報提供

事業所名：	アビリティ株式会社 長崎オフィス
許可番号：	派43-010077

① 令和5年6月30日付け 派遣労働者数

88人

② 令和4年度 派遣先事業所数（実数）

42事業所

③ 令和4年度（令和4年7月1日～令和5年6月30日） 労働者派遣に関する料金の額の平均額

12,808円（8時間 全業務平均）

④ 令和4年度（令和4年7月1日～令和5年6月30日） 派遣労働者の賃金の額の平均額

8,351円（8時間 全業務平均）

⑤ 令和4年度（令和4年7月1日～令和5年6月30日） マージン率

34.8%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※マージン率に含まれる派遣事業運営の必要経費について

- ・派遣社員の方の社会保険料（保険料の半額分を雇用主である派遣会社が負担します。）
- ・派遣社員の方の有給休暇費用（有給休暇を取得した際の賃金は、派遣会社が全額負担します。）
- ・会社運営費、募集広告費、社内人件費、通信費、事業運営に必要なシステム維持管理費、教育費、派遣法上で必要な教育訓練、スキルアップ研修、個人情報保護研修などの費用が含まれます。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（原則、当社と労働契約を締結している全ての派遣労働者）

当該労使協定の有効期間の終期（令和7年3月31日）

 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容（注）キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-J	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者研修	派遣中・入社1年目	OFF-JT	無償	有給
ビジネスマナー研修	派遣中・入社1年目～3年目	OFF-JT	無償	有給
製造業務従事者研修	派遣中・入社1年目～3年目	OFF-JT	無償	有給
OA機器操作研修	派遣中・入社1年目～3年目	OFF-JT	無償	有給
リーダーシップ研修	派遣中・入社4年目以降	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口：アビリティ株式会社 本社 電話番号：096-284-1230

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

- ・年次有給休暇、産前産後休業、育児休業制度、定期健康診断、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、介護保険
- ・ストレスチェック受診（一定の基準を満たした方が対象）、各種免許、資格取得制度（一定の基準を満たした方対象）

労働者派遣事業に係る情報提供

事業所名：	アビリティ株式会社 荒尾サービスセンター
許可番号：	派43-010077

① 令和5年6月30日付け 派遣労働者数

66人

② 令和4年度 派遣先事業所数（実数）

30事業所

③ 令和4年度（令和4年7月1日～令和5年6月30日） 労働者派遣に関する料金の額の平均額

14,245円（8時間 全業務平均）

④ 令和4年度（令和4年7月1日～令和5年6月30日） 派遣労働者の賃金の額の平均額

9,256円（8時間 全業務平均）

⑤ 令和4年度（令和4年7月1日～令和5年6月30日） マージン率

35.0%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※マージン率に含まれる派遣事業運営の必要経費について

- 派遣社員の方の社会保険料（保険料の半額分を雇用主である派遣会社が負担します。）
- 派遣社員の方の有給休暇費用（有給休暇を取得した際の賃金は、派遣会社が全額負担します。）
- 会社運営費、募集広告費、社内人件費、通信費、事業運営に必要なシステム維持管理費、教育費、派遣法上で必要な教育訓練、スキルアップ研修、個人情報保護研修などの費用が含まれます。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（原則、当社と労働契約を締結している全ての派遣労働者）

当該労使協定の有効期間の終期（令和7年3月31日）

 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容（注）キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-J	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者研修	派遣中・入社1年目	OFF-JT	無償	有給
ビジネスマナー研修	派遣中・入社1年目～3年目	OFF-JT	無償	有給
製造業務従事者研修	派遣中・入社1年目～3年目	OFF-JT	無償	有給
OA機器操作研修	派遣中・入社1年目～3年目	OFF-JT	無償	有給
リーダーシップ研修	派遣中・入社4年目以降	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口：アビリティ株式会社 本社 電話番号：096-284-1230

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

- 年次有給休暇、産前産後休業、育児休業制度、定期健康診断、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、介護保険
- ストレスチェック受診（一定の基準を満たした方が対象）、各種免許、資格取得制度（一定の基準を満たした方対象）